

SPSS Statistics オンライントレーニングコース注文書

全コース 5%OFF キャンペーン中！

「ご注文のご案内」を確認し、下記の通り注文します。

ご注文者様情報	注文日： 年 月 日
学校名/法人名：	お名前： 印
部門/所属	
ご住所：(-)	
電話番号：	Email:

コース名	視聴可能 人数	視聴可能 期間	一般料金及び 教育機関料金		学生向け料金	
			数量 / 税抜料金	数量 / 税抜料金	数量 / 税抜料金	数量 / 税抜料金
7.1 SPSS スタンダード (一般・教育機関向け個人)	1名	3ヵ月間		¥22,800	/	
7.2 SPSS スタンダード (一般・教育機関向け個人)	1名	6ヵ月間		¥39,900	/	
7.3 SPSS スタンダード (一般・教育機関向け個人)	1名	12ヵ月間		¥68,400	/	
7.4 SPSS スタンダード (学生向け個人)	1名	3ヵ月間	/			¥14,250
7.5 SPSS スタンダード (学生向け個人)	1名	6ヵ月間	/			¥22,800
7.6 SPSS スタンダード (学生向け個人)	1名	12ヵ月間	/			¥34,200

※上記金額は定価より5%OFFした価格となります。

受講開始希望日	月	日
---------	---	---

合計 ¥	+税
------	----

※お申し込みは、受講開始希望日の5日前までにお申し込みください。学生/個人でお申込みの場合、お振込み確認後となりますので余裕をもってお申し込みください。

※法人ではなく、学生および個人で受講の場合には、トレーニング受講前のお支払いをお願いしております。

※学生の方は、在学が証明できる学生証のコピーもしくは在学証明のコピーなどを合わせてお送りください。

お支払方法(いずれか1つをお選びください)

学生/個人として前払いで購入：お申込み後請求書をお送りしますのでお振込みください。お振込確認後受講開始となります。

法人として前払いで購入：お申込み後請求書をお送りしますのでお振込みください。お振込確認後受講開始となります。

法人として後払いで購入：お申込み後請求書をお送りしますので受講開始後30日以内に銀行振込をお願いします。

請求書/納品書の宛名や送付先が異なる場合や原本送付等 **ご要望がある場合は**、次ページにご記入の上、当注文書と合わせてお送りください。

ご注文のご案内

■ご注文の流れ

1. 前ページのご注文書に必要な事項をもれなくご記入ください。
2. ご記入いただいた書類を以下のいずれかの方法でお送りください。
メールの場合：書面をスキャンしていただき、メールに添付してASK@SPSSorder.comまでご送信ください。FAXの場合：03-4500-4423 までご送信ください。学生の方は、在学が証明できる学生証のコピーもしくは在学証明のコピーなどを合わせてお送りください
3. お申込み受理後、前払いの場合はお振込確認後、受講確定ならびにアクセス情報・受講情報のメールをお送りいたします。お申込後、お振込み後、5営業日以内に弊社よりメールが届かない場合は、ASK@SPSSorder.comまでご連絡ください。
4. 一旦、納入いただいた受講料は、受講前・受講途中に関わらず、いかなる理由であっても払い戻しや別セミナーへの振替はできません。当コースは弊社の協力会社であるスマート・アナリティクス株式会社により提供されます。
5. 納品書/請求書はPDFをメールでお送りいたします。

■請求書、納品書の宛名、送付先が異なる場合、支払い条件のご希望等のご要望がございましたら、下記にご記入の上、注文書と合わせてお送りください。

請求書・納品書

※請求書の宛名、送付先にご希望がある場合は必ずご記入ください。（空欄の場合は、法人名/学校名宛とさせていただきます。）

請求書お宛名		
送付先	法人名/学校名	
	部署/所属	
	氏名	
	氏名（フリガナ）	
	電話番号	
	E-mailアドレス	

その他、お問い合わせ・ご要望

※領収書の発行等が必要な場合はこちらにご記載下さい。

■教育機関の区分について

教育機関向け料金を使用される方は下記区分に入る事を確認の上ご注文されたとみなさせていただきます。

- * 学校教育法第1条に従う、国公立および私立の小学校、中学校、高等学校、大学（短大含む）、大学院、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園
- * 上記の学校付属の病院、診療所、および臨床研修指定病院
- * 学校教育法第82条の2に従う、専修学校（私立学校については学校法人格を有すること）
- * 学校教育法第83条に従う、各種学校（私立学校については学校法人格を有すること）
- * 地方教育行政に関する法律第2条に従う、教育委員会、教育センター、教育研究所
- * 放送大学学園法に従う、放送大学
- * 文部科学省が設置した、研究所、博物館、天文台、大学共同利用機関等
- * 文部科学省以外の中央・地方官庁の管轄する大学校（防衛大学校、水産大学校、海上保安大学校など）、短期大学校、学校（消防学校、職業訓練校、警察学校など）
- * 地方教育行政に関する法律第30条に従う、図書館、博物館、公民館、その他教育機関